

松戸市通所型元気応援くらぶ事業  
公募要項

令和2年4月1日

松戸市

## 目 次

1	公募の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	公募する事業内容・・・・・・・・・・	1 ページ
3	対象者グループの要件・・・・・・・・	1 ページ
4	応募手続き・・・・・・・・・・	2 ページ
5	審査方法等・・・・・・・・・・	4 ページ
6	禁止事項、欠格事項等・・・・・・・・	4 ページ
7	補助金関係・・・・・・・・・・	5 ページ
8	事業実施に向けての支援・・・・・・・・	5 ページ
9	決定までのスケジュール・・・・・・・・	6 ページ
10	決定後のスケジュール・・・・・・・・	6 ページ
11	出張説明会	6 ページ
12	応募書類提出及び問合せ先・・・・・・・・	6 ページ
13	スケジュール早見表・・・・・・・・	7 ページ

# 1 公募の趣旨

住民自身が主体的に運営する「通いの場」に高齢の方が気軽に出かけ、人とのふれ合いや元気づくり（介護予防）ができる場や機会がある地域づくりの推進のため「通いの場（以下「元気応援くらぶ」という。）」を実施するグループを公募いたします。

※ この事業は介護保険の事業内で実施するものです。

# 2 公募する事業内容

## (1) 公募事業

事業名	事業種別	公募数
松戸市通所型元気応援くらぶ事業	地域支援事業（一般介護予防事業）	30か所

※公募数が30か所に達した後も、予算の範囲内において公募を継続する場合があります。

## (2) 実施時期

原則、審査結果通知を受けた翌月（応募月の翌々月）初週から活動を開始するものとします（【区分(M)月1回以上開催するグループ】は審査結果通知を受けた翌月中）。

なお、活動は審査結果通知を受けてから3年間は継続しなければなりません。

# 3 対象グループの要件

(1) 応募時点において、次に掲げる要件を満たす必要があります。

- ① 市内に概ね5人以上が通える活動場所を確保していること（※1）
- ② 構成員が5人以上のグループであること。ただし、うち3人以上が当該事業の運営に協力する人であること。
- ③ グループの構成員の6割以上が、高齢者（市内に住所を有する65歳以上の人）であり、うち1人以上が当該事業の運営に協力する人であること。
- ④ 住民が主体的に行う営利を目的としない社会貢献活動をする団体であること。
- ⑤ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行う団体又はこれに準ずる団体でないこと。
- ⑥ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行う団体でないこと。
- ⑦ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行う団体でないこと。
- ⑧ グループの関係者が松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。暴力団員等が関わる活動を行

う団体でないこと。

※1 活動場所の確保が困難である場合、市に空きスペースの提供に係る協力申出があった活動場所を利用できる可能性があります。利用を希望される場合は、市までご相談ください。

(2) 当該事業において、次に掲げることを実施するものとします。

- ① 週1回（又は月1回）以上開催し、併せて開催時間は2時間以上で、そのうち10分間は介護予防に関する活動を実施すること。
- ② 特定の参加者に限定せず、広く周知するとともに、参加希望者を快く受け入れること（最低限、隣接する町会・自治会の住民を受け入れる体制を整えること）。
- ③ 参加者（運営者含む）の参加状況が分かる名簿を市へ提供すること（月1回程度）。  
※別紙「元気応援くらぶ参加者名簿」による。
- ④ 千葉大学予防医学センターと松戸市の共同研究の検証に関わるアンケート調査に協力すること（年1～3回程度）。
- ⑤ 市ホームページ等への情報掲載の承諾をすること。
- ⑥ 他の元気応援くらぶの運営者と情報共有の連携等に努めること。
- ⑦ 補助金終了後も自立した活動ができるように、活動費用について実費相当程度の範囲内で参加者より費用を徴収すること。ただし、会場費や食糧費等が掛からない場合、参加費を徴収しなくてもよいものとする。
- ⑧ 当該事業の実施時期終了後においても、継続して活動すること。

## 4 応募手続き

(1) 事前説明について

本事業について詳しい説明を受けたい方は、高齢者支援課にご連絡のうえ、日程を調整いただき、松戸市役所本館1階高齢者支援課窓口までお越しください。

(2) 応募書類の提出方法について

- ① 応募するグループは、高齢者支援課に提出書類（各1部）を提出してください。  
※ 提出書類は、次ページ「提出書類一覧」のとおりです。
- ② 提出期間：令和2年4月1日（水）から令和3年1月29日（金）までの午前9時から午後5時までの間。
- ③ 提出場所：松戸市根本387番地の5  
松戸市役所本館1階 高齢者支援課
- ④ 提出方法：高齢者支援課までご持参ください（郵送、FAX等は不可）。
- ⑤ 提出書類の内容等に不備が認められた場合は受理できない場合がありますので、内容等に十分注意のうえ、提出してください。
- ⑥ 提出書類は、返却いたしませんのでご注意ください。

(提出書類一覧) 各1部提出

- ① (第1号様式) 松戸市通所型元気応援くらぶ事業応募申請書
- ② (第2号様式) グループ概要調書
- ③ (第3号様式) 松戸市通所型元気応援くらぶ事業概要書  
※ 名称、実施場所、基本的な活動内容等
- ④ (第4号様式) 松戸市通所型元気応援くらぶ事業の予算概要
- ⑤ (第5号様式) 構成員(参加者兼運営者)名簿
- ⑥ グループの規約・会則 ※ 既に作成している場合のみご提出ください。
- ⑦ 活動実績のあるグループは、活動内容や頻度等が分かる参考資料を提出してください。

※ 提出書類の開示請求があった場合、個人情報を除き公開します。

※ ①～⑤の様式は、松戸市ホームページからもダウンロードできます。

トップページ > まつど DE いきいき高齢者 > 目的から探す > 外出・集い > 元気づくりの「通いの場」元気応援くらぶを運営するグループを募集しています!

トップページ URL: <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>

募集 URL: <http://www.city.matsudo.chiba.jp//matsudodeikiiki/mokuteki/gaishutsutsudo/bosyusitemasu.html>

※ ホームページからダウンロードできない場合は、高齢者支援課までお越しください。提出書類等一式をお渡しいたします。なお、書類の郵送はいたしませんので、ご了承ください。

## 5 審査方法等

### (1) 応募者の審査方法

- ① 候補者の選考は、審査のうえ、市長が決定します。
- ② 審査方法は、書類審査により行います。

### (2) 審査基準

- ① 公募要項「3 対象グループの要件」に合致するグループであるか。
- ② 「住民主体の通いの場」として高齢者の元気づくりや地域づくりにつながる事業成果が期待できるか。
- ③ グループの自立性の確保等が担保されるか。
- ④ 通いの場として取り組む内容が明確になっているか。
- ⑤ 補助終了後の自立化、将来展望が明確になっているか。
- ⑥ 事業費の見積りが適正か。
- ⑦ 運用資金の確保や実施手段が実現可能な内容であるか。

### (3) 審査結果の通知

審査結果の通知を全ての応募者に、文書にて通知します（応募月の翌月20日を目安とします）。

※ 電話等での問合せには応じられません。

### (4) 公表等

決定したグループ名、実施予定場所等を市のホームページで公表します。また、決定したグループ以外については、応募グループを特定できる情報は公表しません。なお、審査内容に対する問合せ、異議等については応じられません。

## 6 禁止事項、欠格事項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、応募資格がないと認めたグループの場合
- ② 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合

## 7 補助金関係

補助金については、予算の範囲内において交付します。

令和2年度の補助金額の目安は下記のとおりです。なお、補助金は、令和2年度を含め3ヶ年を予定しております。

### (1) 補助金額

区分	開催頻度別	補助金額	
元気応援くらぶ (W)	週1回以上（常設型含む） ※ 年間40回以上	令和 2年度	100,000円以内
		令和 3年度	50,000円以内
		令和 4年度	50,000円以内
元気応援くらぶ (M)	月1回以上週1回未満 ※ 年間12回以上	令和 2年度	20,000円以内
		令和 3年度	10,000円以内
		令和 4年度	10,000円以内

※ 令和3年度、令和4年度についても、予算の範囲内において交付する予定です。

### (2) 対象経費

元気応援くらぶの開催、運営に要する経費

### (3) 対象外経費

#### ① 食糧費

※ ただし、飲料（アルコール、スープ類を除く）における実費相当について、対象者1名につき、初回参加時のみ補助金の対象経費とすることができます。

#### ② 個人に帰属するような用具等（例 グランドゴルフ用具）

※ ただし、新規の方などの体験のために購入するなど、特定の人に贈与するものでない場合は、対象経費とすることができます。

### (4) 留意事項

- ① 補助対象は、審査結果決定通知日から当該年度において3月末日までに支出したものとします。
- ② 支出額（対象経費分）が補助金額に満たない場合は差額を返還するものとします。
- ③ 過去に本事業に応募し決定され、補助金の交付を受けたことがあるグループは補助金の交付を受けられません。

※ 次に掲げる要件のいずれかに当てはまる場合、同一グループとして扱います。

- ・3分の1を超える構成員が同一人物かつ、実施場所が同一地区の場合
- ・その他市が認める場合

## 8 事業実施に向けての支援

(1) 市ホームページや広報誌掲載による周知

(2) 補助の実施

(3) 活動者に対する松戸市市民活動総合補償制度の適用

## 9 決定までのスケジュール

- ・ 公募に係る説明及び質問の 随時  
 受付
- ・ 応募書類提出期間 令和2年4月1日(水) から  
 令和3年1月29日(金) までの  
 午前9時から午後5時までの間
- ・ 審査結果の通知 応募月の翌月20日を目安とする

## 10 決定後のスケジュール

- ・ 補助金交付申請書の提出 審査結果通知月の月末まで
- ・ 運営者等の名簿提出 //
- ・ 活動開始 審査結果通知を受けた翌月初週から  
 ※【区分(M)月1回以上開催するグループ】は審査結  
 果通知を受けた翌月中
- ・ 活動の視察・説明の実施 活動の開始から1～2か月以内
- ・ 補助金実績報告書の提出 令和3年3月31日

## 11 出張説明会

元気応援くらぶの概要や応募方法などについて、市職員が地域のグループや団体に出向いて説明をする「出張説明会」を実施しています。

- (1) 対象者 おおむね5人以上であつまることのできる団体・グループ等
- (2) 開催日時 平日9時から17時までの間で1～2時間程度
- (3) 開催場所 市内(会場の手配は申請する方に行っていただきます)
- (4) 申請方法 希望日の15日前までに所定の申込書に記入のうえ、メール、FAX、  
 郵送又は持参にてご提出ください。

## 12 応募書類提出先及び問合せ先

松戸市福祉長寿部高齢者支援課 地域包括ケア推進担当室 (市役所本館1階)

住 所 松戸市根本387番地の5  
電 話 047-366-7343  
FAX 047-366-0991  
E-mail mckaigoyobou@city.matsudo.chiba.jp



# スケジュール早見表

主体	スケジュール\応募月	4月応募	5月応募	6月応募	7月応募	8月応募	9月応募	10月応募	11月応募	12月応募	1月応募	2月応募	3月応募
市	審査～審査結果通知 (応募月の翌月20日を目安とす)	5月20日 前後	6月20日 前後	7月20日 前後	8月20日 前後	9月20日 前後	10月20日 前後	11月20日 前後	12月20日 前後	1月20日 前後	2月20日 前後	2月応募	3月応募
団体	補助金交付申請書の提出 (審査結果通知月の月末までに提出するものとす)	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	2月末	公募期間外
団体	活動の開始 (審査結果通知を受けた翌月初週から活動を開始するものとす)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月	公募期間外
市	補助金交付決定通知送付	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月	公募期間外
市	活動の視察・説明の実施	6～7月	7～8月	8～9月	9～10月	10月～11月	11月～12月	12月～1月	1月～2月	2～3月	3月	3月	公募期間外
団体	補助金実績報告書の提出	当該年度の活動が終了してから3月31日まで											